

介護職員等派遣事業実施要綱

第1条 目的

この要綱は、道内の社会福祉施設等において、感染症が発生し、社会福祉施設等の複数の介護職員等が感染（発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われた場合及び濃厚接触者となった場合を含む。）するなどして、当該社会福祉施設等の介護職員等が不足した場合に、他の社会福祉施設等から当該施設に職員を派遣する際の事務の取扱いについて、必要な事項を定める。

第2条 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 感染症

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律114号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)で規定する新型インフルエンザ等をいう。

(2) 社会福祉施設等

次に掲げる施設であって、道内に開設されたものをいう。

ア 介護保険法(平成9年法律第123号)で規定する指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び地域密着型介護老人福祉施設。

イ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)で規定する養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

ウ ア及びイに掲げるもののほか、知事が介護職員等の派遣を必要と認める社会福祉施設等

(3) 登録施設

第4条第3項の規定により、応援職員登録施設名簿に登録された施設をいう。

第3条 派遣対象施設

派遣対象施設は、複数の介護職員等が感染症に感染し又は集団感染(クラスター)が発生した道内の社会福祉施設等で、業務を継続するために介護職員等の派遣が必要と認められる施設とする。ただし、同一法人内で派遣を受ける場合は、対象外とする。

第4条 登録施設名簿

知事は、道内の社会福祉施設等で感染症が発生した場合に備えて、職員を派遣するため、応援職員登録施設名簿(様式1)(以下「名簿」という。)を作成する。

2 道内の社会福祉施設等の開設者は、登録申請書(様式2)に必要書類を添えて知事に名簿の登録を申請することができる。

3 知事は、前項の規定による登録の申請があった場合は、名簿に登録するものとする。

第5条 派遣要請

社会福祉施設等の職員又は入所者が感染症にかかっていると診断されたことに伴い、介護を行う職員等が不足すると見込まれるときは、当該施設(以下「感染症発生施設」という。)の開設者は、事業を継続するために必要な業務の見直しや、自らが開設する他の施設の職員の配置換え等の措置を講じ、職員の不足に対応するものとする。

- 2 感染症発生施設の開設者は、前項に規定する措置を講じても、なお業務を継続するために必要な職員が不足すると認めるときは、派遣要請書(様式3)により、知事に職員の派遣を要請することができる。

第6条 派遣候補の選定

知事は、前条第2項の規定による要請を受けたときは、感染症発生施設の種別や地域等を考慮し、名簿に登録された施設の中から、感染症発生施設に派遣する候補を選定するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により、選定した登録施設の開設者と応援派遣について速やかに協議し、登録施設の開設者は、派遣を承諾した時は、承諾書(様式4)を知事へ提出するものとする。

第7条 派遣の決定

知事は、前条の規定により、承諾書を受領したときは、派遣を承諾した開設者(以下「派遣元」という。)及び感染症発生施設の開設者(以下「派遣先」という。)に対し、職員派遣決定通知書(様式5)により通知する。

- 2 前項の場合において、当該感染症発生施設が政令市、中核市又は市町村が指定する社会福祉施設等であるときは、当該政令市、中核市又は市町村に対し、併せて通知する。

第8条 派遣協定の締結

派遣元と派遣先は、介護職員等の応援職員派遣協定書(様式6)を参考に派遣協定を締結するものとする。

第9条 経費負担等

前条に規定する派遣協定に基づき派遣された職員が派遣先で業務に従事するにあたり要した経費は、原則として派遣先が負担するものとする。

なお、本事業の実施に要する経費については、派遣先に対して、道が別に実施する補助事業により予算の範囲内で補助するものとする。

第10条 派遣終了

派遣先は、職員派遣の終了後、派遣終了報告書(様式7)により知事に報告するものとする。

第11条 その他

この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、北海道保健福祉部福祉局地域福祉課法人運営担当課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

